

石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令の一部を改正する省令案について

平成17年10月
総務省消防庁特殊災害室

1 改正理由

石油コンビナート等災害防止法施行令の一部改正により、自衛防災組織に配備が義務付けられる大容量泡放水砲の性能、大容量泡放水砲用防災資機材等の種類及び性能等について、また、消防法及び石油コンビナート等災害防止法の一部を改正する法律（平成16年法律第65号（以下「改正法」という。）による広域共同防災組織が定める広域共同防災規程に掲げる事項等について、本省令を定めるもの。

2 改正の内容

(1) 特定防災施設に関すること。

- ① 消火用屋外給水施設に大容量泡放水砲用屋外給水施設を加えること。
- ② 特定事業者は、その特定事業所に係る自衛防災組織に大容量泡放水砲を備え付けなければならないものとされる場合には、当該自衛防災組織に、当該大容量泡放水砲が120分継続して放水できる量の水を供給することができる大容量泡放水砲用屋外給水施設を設置しなければならないものとする。
- ③ 大容量泡放水砲用屋外給水施設の構造の基準を、現行の消火用屋外給水施設の構造の基準に準じて定めること。
- ④ 大容量泡放水砲用屋外給水施設は、他の給水用又は貯水用の施設と兼用してはならないものとする。ただし、他の法令の規定により必要とされる水量の給水を行った場合においても、大容量泡放水砲の放水能力に相当する余力を有する施設は、兼用することができることとする。
- ⑤ 大容量泡放水砲用屋外給水施設が、②の大容量泡放水砲の放水能力に、消火用屋外給水施設の総放水能力を加算した放水能力により120分継続して放水することができる水を供給できる場合には、大容量泡放水砲用屋外給水施設と現行の消火用屋外給水施設を兼用することができるものとする。
- ⑥ 大容量泡放水砲が120分継続して送水できる量の水を常時取水できる河川等がある場合は、大容量泡放水砲用屋外給水施設は設置しないことができるものとする。
- ⑦ ⑤の河川等と大容量泡放水砲用屋外給水施設から、同時に大容量泡放水砲へ必要な量の水を120分継続して供給できる場合は、当該大容量泡放水砲用屋外給水施設の能力は、大容量泡放水砲の放水能力から大容量泡放水砲用防災資機材等で送水する場合の放水能力を差し引いた能力とする。

(2) 防災要員に関すること

- ① 大容量泡放水砲用防災資機材等に置く防災要員の人数は、次のとおりとすること。
 - 一 ポンプ1台につき2人
 - 二 泡消火薬剤を水と混合し、適正な混合率の泡水溶液にするための混合装置につき2人
 - 三 ホースの長さが200メートルにつき1人と200メートルを増すごとに1人
※ホースの合計の長さが200メートル未満の場合は200メートルとしてみなす。
- ② 防災資機材等の設置の状況その他の事情を勘案して、防災活動を円滑かつ的確に行うことができると市町村長等が認めたときは、①の人数を減ずることができることとする。

(3) 防災資機材等に関すること

- ① 大容量泡放水砲の要件は、次のとおりとすること。
 - 一 泡を放射する筒先の基部における圧力が0.7メガパスカルの場合において、毎分1万リットル以上放水できるもので、かつ、消火の機能を有効に発揮する泡をタンク内に到達させる能力を有するものであること。
 - 二 容易に移動させることができるものであること。
 - 三 泡を放射する筒先は、方向及び角度を操作できるものであること。
 - 四 泡を放射する筒先及びその周囲の部分を輻射熱から保護する措置が講じられていること。
- ② 大容量泡放水砲用防災資機材等は、次の防災資機材等とすること。なお、当該防災資機材等については、大容量泡放水砲が、消火の機能を有効に発揮する泡をタンク内に到達させることができる圧力で、必要な量の泡水溶液を送水することができるものとすること。
 - 一 ポンプ（動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令に適合するもので、送水圧力がホース使用圧を超えないもの）
 - 二 泡消火薬剤を水と混合し、適正な混合率の泡水溶液にするための混合装置
 - 三 ホース（消防用ホースの技術上の規格を定める省令に規定するもの）
 - 四 結合金具（消防用ホースに使用する差込式の結合金具の技術上の規格を定める省令又は消防用ホース又は消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令に規定するものであって、確実に接続できるもの）
- ③ 大容量泡放水砲用泡消火薬剤は次の泡消火薬剤とすること。
 - 一 泡消火薬剤の技術上の規格を定める省令に適合する泡消火薬剤のうち、大容量泡放水砲に適したもので、耐汚染性、耐火性及び耐密封性等の性能を有していること。
 - 二 大容量泡放水砲から放出した泡が消火の機能を有効に発揮するものであること。
- ④ 大容量泡放水砲に備え付ける可搬式放水銃等の数は、次のとおりとすること。
 - 一 大容量泡放水砲1基につき耐熱服1着、空気呼吸器又は酸素呼吸器1個
 - 二 大容量泡放水砲からホースにより直接接続されるポンプ1台につき耐熱服1着、空気呼吸器又は酸素呼吸器1個

(4) 広域共同防災組織が定める広域共同防災規程について

- ① 広域共同防災規程に定める事項は次のとおりとすること。
 - 一 広域共同防災組織を指揮し、監督する者の職務に関すること。
 - 二 防災要員の職務に関すること。
 - 三 広域共同防災組織を指揮し、監督する者又は防災要員が旅行又は疾病その他の事故のためその職務を行うことができない場合にその職務を代行する者に関すること。
 - 四 防災要員の配置及び防災資機材等の備付けに関すること。
 - 五 防災資機材等の輸送に関すること。
 - 六 広域共同防災組織の編成に関すること。
 - 七 防災要員に対する防災教育の実施に関すること。
 - 八 広域共同防災組織の防災訓練の実施に関すること。
 - 九 広域共同防災組織及び広域共同防災組織に係る各特定事業所の防災のための施設、設備又は資機材等の整備状況及び整備計画に関すること。
 - 十 防災資機材等の点検に関すること。
 - 十一 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における広域共同防災組織の防災活動に関すること。
 - 十二 広域共同防災組織を設置している各特定事業者に係る各特定事業所の各施設地区内の主要

な施設又は設備を明示した書類又は図面の整備に関すること。

十三 広域共同防災組織と広域共同防災組織に係る各特定事業所の自衛防災組織との防災活動に関する連絡調整等の関係に関すること。

十四 広域共同防災組織を設置している各特定事業者に係る各特定事業所の防災に関する業務を行う者の職務及び組織に関すること。

十五 広域共同防災規程に違反した防災要員に対する措置に関すること。

十六 前各号に掲げるもののほか、広域共同防災組織が行うべき業務並びに防災要員及び防災資機材等に関し必要な事項

② 広域共同防災組織の業務の全部又は一部が、広域共同防災組織を設置している特定事業所が所在する特別防災区域の特定事業者以外の者に委託されている場合には、当該広域共同防災組織に係る広域共同防災規程に、①の事項のほか、当該広域共同防災組織の業務の受託者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地）並びに当該受託者の行う広域共同防災組織の業務の範囲及び実施方法を定めることとすること。

③ 広域共同防災組織の防災要員の数、防災資機材等の種類別の数量、広域共同防災規程を、広域共同防災組織を設置した日から10日以内に届け出ること。また、当該届出事項に変更があった場合も変更があった日から10日以内に届け出ること。

(5)その他所要の規定の整備を行うこと。

3 施行期日

平成17年12月1日